◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(稲葉昭宏君) 日程第4、議案第41号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長(齋藤文彦君) 議案第41号は、松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

(健康福祉課長 高木和彦君 説明)

○議長(稲葉昭宏君) 以上で提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番(関 唯彦君) ないようですので、それでは、いくつか聞きたいと思います。

まず、滞納世帯というのがどのくらいあるのか、人数ですとか、割合でいいです。パーセンテージ、それを聞きたいのと、そして、これを増額することによってどのくらい金額が増えるのか、町の一般会計から半額、50パーセント、3100万円を入れるということだから、それからみれば、このことによって3000万円、大体それくらいが収入増になるのかなとは思っているけれども、その辺はどのくらいになるのか、教えていただきたいということと、それから、特定世帯、それから、特定継続世帯、これもどのくらいあるのか教えていただけますか。

○健康福祉課長(高木和彦君) では、件数につきましては、私はちょっと調査不足で申し訳ないんですけれども、調定額についてはご説明できます。24年度末ですけれども、これは丁度いま決算の作業をしていますので、金額が若干動くかもしれませんけれども、本年度末で6300万円の滞納があります。これにつきましては、平成13年度から私の手元に資料があるんですけれども、この金額というのは、大体このくらいでずっと推移しているような現状でございます。

件数につきましては、何人という数え方と年度ごとに分かれる場合がありますので、延べの 数字についてまた調べてまたご報告いたします

それと・・、お待たせしました。元々当初の時にですね。後で補正予算の方で出てきますけれども、元々2億9544万9000円なければこの会計が成り立たないような感じになっているんですけれども、この改正をすることによりまして、2億6500万円程度の調定額で済みそうですので、この改正をすることによって2980万円ほど税率の方は軽減されております。

続いて、特定世帯の関係ですけれども、特定継続世帯につきましては、3月30日に法改正がありまして、5月1日にこちらの方の臨時議会で専決処分をしたということで報告をさせていただきました。その時の資料の中に何件というのは数えてあったんですけれども、大変申し訳ありません。その資料を手元に置いてありませんので、これにつきましても後でご報告させてください。

○7番(関 唯彦君) わかりました。不足分という形で、こういうのが大体 15 パーセントでしょうか、実質的なあがりは。15 パーセント、町が半分もつということで 15 パーセントというこ

となんですけれども、いまこれでギリギリなんですよね。

例えば、ぼくが心配しているのは、基金がもう底をついています。これだと基金が積み立てられないような状態じゃないのかなという形で、例えば、心臓の手術ですとか、脳の手術をした時に、1回の手術代で800万円、1000万円かかる、そういうふうな負担がかかるというところがあるものですから、もし万が一何かあった時にはこれだと不足するような形がみえるんじゃないのかなと思うんですけれど、その辺はどうなんでしょうか。

○健康福祉課長(高木和彦君) 金額的なことにつきましては、確かに基金がなくなる状況ですので、非常に心配をしております。この後の補正予算の時にご説明をさせていただきますけれども、これを調製したことで700万円ほど予備費の方に計上して、予備費の方を1000万円にするような予定でございます。当面のことにつきましては、そちらの予備費の方で対応するということと、制度の中で県の協力をいただきまして、1回積み立てて、高額が出た時にはこちらの方で調整するような制度もありますので、そちらの方で調整したいと思っております。

もう一つ大切なのが、私どものこの改正をする上で一番悩んだのが、今後どのように国民健 康保険税のこのシステムを維持していくかということになります。

例えば、重複診療をなくするですとか、ジェネリックを利用してもらうとか、いろいろ考えてみましたけれども、例えば、医療全体で薬品に要している金額というのは 12 パーセントです。それも県内 80 の病院から薬を購入していまして、町内だけで購入しているようでしたら、そこらの理解を求めるということも大切なんですけれども、これなんかにつきましては、県の国保連ですとか、そういうところから全体的にジェネリックなんかの利用を流してもらうことが必要だと思いますし、一番大切なのは、この国民健康保険に加入している皆さんの健康を維持してもらうことだと思うんです。

全協の時にお話しましたけれども、松崎町の場合、平成 13 年の時に町民の全所得 90 億円が、23 年度には 70 億円に落ちているという現状、その間いろいろな 7 割軽減ですとか、いろいろな形で低所得者の方を救うようなことはやっているんですけれども、とにかく医療費が増えすぎているということです。

先ほどの平成 13 年のこともそうですけれども、医療費が当時、給付費 5 億円が、いまは 7 億数千万円という形で、医療費もどんどん、どんどん上がっています。

これを解決するには、私ども健康福祉課としては、皆さまに病気になってもらわないこと、と にかくがんですとか、脳梗塞、これに要するお金が非常に大きいです。医療費の中でそれらを減 らすことを努力していきたいと思います。

○10番(鈴木源一郎君) かなり大幅な値上げ、平均15パーセントということですが、国保税 そのものがいま現在でも非常に重い税金だということで、事前に全協の時に渡してくれた資料、 勉強会で渡してくれた資料でも、資料の15ページを見ると、モデルケースとして、35歳の夫、 妻30歳、子どもが2人、こういう300万円の所得の世帯で、変更前の負担が24万9000円だと、 それに対して、改正案では4万6700円増えるというふうに試算されているわけですね。

ところが、私の家の実例で、この間、年金の明細書が送られてきたわけですが、300万円くらいの所得でありながら、私が2人家族です。29万4600円ですから、30万円ですね。現行が30

万円の金額だと、それで、女房の分があると、加えて 40 万円の国保税になるということですので、これは 15 パーセント上がるということにおよそなると思うのですが、そうしてみると、非常に 200 万から 300 万円の世帯で、非常に家計に食い込むということですが、この夫、妻、この 2 人とも課税されるというふうになっているわけですね。そこらの家庭というのは、あまねく広くあるわけですか。

年金があるから、2人が課税されるということになるでしょうか。

非常に重いということが明瞭だと思うんですけれども、どうですか。

○健康福祉課長(高木和彦君) これも全協の時に少しお話をさせていただきましたけれども、 一昔前は、サラリーマンは社会保険、自営業ですとか、農林水産業の方は国民健康保険という構造がありまして、はっきりとしていたわけです。

それが今は国民健康保険については、退職した方と年金の受給者ということで、自営業の方 というのはだいぶ少なくなっております。

一つ問題があるのは、例えば、給料で 200 万円の収入がある方については、所得に換算すると 120 万円なんです。これが年金 200 万円の方ですと、所得はゼロという形になります。そういう形で、全松崎町の方の中でモデルというのが非常に多岐にわたるものですから、全部を表現できないんですけれども、年金だけの方、年金以外にほかの収入のある方、農業をやっている方、漁業をやっている方、すべてケースが違いますので、一つひとつ説明するというのは難しいんですけれども、平均いたしますと、15 パーセント位になるというようなことで説明させていただきました。

○10番(鈴木源一郎君) 2世帯でも旦那にかかってくると、女房にもかかってくるということになっているんだよね。ぼくの場合でも。

だから、そういうケースというのは、女房が、所得があれば両方かかるということになるのかね。

それから、大した収入でない、議員の歳費等々から大した収入ではないと思われるのに、1~2年前から3割負担になったんだよね。自己負担に。病院に行くと。

そうすると、ちょっと定期に予約して診察してもらっても何もしないのに 3000 円や 5000 円 払うようになっちゃうと、薬代もそういうふうに払うようになっちゃうということになるわけですけれども、そうしてみると、非常に今でさえ食い込むのが、これが 15 パーセントですから、深刻な事態というふうに思うわけだけど、どうだね。

○健康福祉課長(高木和彦君) まず、鈴木議員の場合を例にしましたけれども、鈴木議員の場合は、75歳を超えていらっしゃるということで、後期高齢者の方に入っているものですから、ちょっとまず計算が違ってくると思います。

それと、3割負担ということなんですけれども、これにつきましても、高齢者の方は基本的には1割なんですけれども、一定の収入がある方については3割の負担をお願いしているところです。

○10番(鈴木源一郎君) いま県知事の選挙があるわけですけれども、この選挙の中でも議論 がされているようですけれども、県が町村の国保会計を応援するというのが愛知県とか、岐阜 県とか、全国でも結構多いそうですね。それに比べて静岡県は何もないと、だから、弱小の市町村の国保会計で独自にやれということになっているようですけれども、ここらは強く県に働きかけをして、改善をさせていく必要があるんじゃないかというように思いますけれど、いかがですか。

○健康福祉課長(高木和彦君) まず、愛知県の方でそのような補助があるという話でしたけれ ども、基本的には税率ですとか、そういうのは各町で単位ですけれども、制度としては、どこの 県でも同じです。多少交付金なんか配分については県によってあるかも知れませんけれども、 基本的には各県同じ制度だということをご理解ください。

それと、もう一つ、出ているのは、いま各町で国民健康保険会計をもっているわけですけれども、後期高齢者みたいに県でまとめてやろうというような考え方もいまあります。ただ、これにつきましては、報道がいろいろされていますけれども、県知事会なんかでは県の負担が増えるということですとか、国の方はそうした方がいいとか、意見が調整されていないところでございます。

また、なったところ、いま松崎町は平成22年度は国民健康保険の1人あたりの税額については、県内で下から3番目の安さでした。23年度が6番目、今回の改正である程度は、その順位というのは上がってくると思いますけれど、この改正をしていきなり県で一番高いとかというグループにはならないとは思います。

- ○町長(齋藤文彦君) 国保運営を市町村から都道府県にということで、社会保障国民会議ということで、話し合われていると聞いているわけですけれども、国民健康保険に関しては、賀茂の市町もほとんど非常に厳しいところで、町長会等でいろいろ話し合うわけですけれども、一番いい方法はどうなのかというようなことをいま話し合っているところですけれども、なかなかいかないところで、本当にこれは県にお願いして、県の方でやってもらうのがいいのかなというようなところで、どのような形になるか知りませんけれども、これでいくと町も非常に厳しいので、そのようなことを町長会の方でも話し合っているところでございます。
- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。
- ○8番(一瀬寿一君) 非常に町の皆さんも大変になってきていると思います。国保税も大変ピンチになっているということで、いままでは相当基金も積み立ててきてあったんですが、突如として、病気で大変医療費のかかる場合もあります。そして、突出してくる場合もある。

ですから、これはやむを得ないかもしれませんが、私は、どうしても財源がやっていけなくなれば、これは仕方のないことかもしれませんけれども、できれば本当は10パーセントくらいにして、軽減して、一般財源から・・、44号のこの後の補正がありますけれども、3100万円ということなんですが、できれば、この一般財源から補てんするのも例えば3カ年計画とか、財源を作って、基金をある程度余裕を持って作っておかなければ、突如、毎年こういう形でいくというのは、私も非常にこれは、町民の皆さんも心配していると、だって、これは23年度でしたか、国保税は上がったわけですよ。

ですから、また来年上げるなんてことじゃなくて、ある程度そういうことは予測した中でやっていかないと、私はまずいと思うんですけれども、その辺は課長なり、町長の方からもご答弁

をいただければ・・。

○健康福祉課長(高木和彦君) 確かに、町の皆さまの方からすれば、23 年度に 10 パーセント上げ、この 25 年度に 15 パーセントというのは、非常にお叱りを受けるところということは理解しております。

私どもも、今現在もこの25年を乗り切るためには、どうしても15パーセントの値上げと3100万円の一般会計の助成がなければ、やっていけませんので、お願いをしましたけれども、これから私どもとしたら、なるべく給付費を抑える策をいろいろ考え、そして、早いうちに次の年度どのくらい必要なのかというのをやりながら、時間はちょっとかかるかもしれませんけれども、これからどんなふうに一般会計からいただくのか、また、どのように調整していくのかを検討していきたいと思いますので、お願いいたします。

○8番(一瀬寿一君) もちろんいろんな議論がございますよ。国民健康保険また社会保険、もちろん先ほど言われた・・、重複するようなところがありますけれども、社会保険に入っている方、国保に入っている方、当然比率に対して異論のあるところもあるかもしれませんけれども、やっぱり世帯、世帯全部勤め人ではありませんので、そういった中では、これは仕方がない、上げていかなければならない、仕方ないと思う。

しかし、今後の見通しをちゃんと定めた中で、ただ非常に困ったから、財源がありませんから 上げてくださいといきなり出すのではなくて、やっぱり3カ年計画とか、5カ年計画くらいの あれが必要だと思うけれど、その辺はどうですか。もう一度。

○副町長(松本忠久君) 一瀬議員も監査委員さんをなさっていたわけで、いろいろ会計の内容 も熟知されていると思います。

国保会計はここ数年ずっと決算状況を見てまいりますと、形式収支は確かに黒字でございます。しかしながら、中身を見ますと、前年度の繰越金があったり、基金からの取崩しということで補てんして、単年度実質収支は赤字という決算をもう何年もやってきているわけです。

それで、とうとうそれも立ち行かなくなって、今回こういった値上げとともに一般会計からの支援を仰がないとやっていけない状況まで立ち入ってしまったということで、言ってみれば、もっと早く前から一般会計から繰入れて助けておけば良かったじゃないかという議論もあってしかるべきというふうに思います。

しかしながら、松崎町の母屋の方もご承知のとおり大変厳しい状況でございまして、なかな かそうもいかないわけでございます。

国民健康保険のこの税の中身を見ていただきますと、元は医療に係る経費だけを加入者に負担をしていただいてやってきたわけですが、この頃制度が付け足し付け足しで、今や介護納付金であるとか、後期高齢者の支援金であるとか、医療以外の部分のところのお金をこの保険税で調達しなければならないということで、国民健康保険だけでなくて、それ以外の被用者保険の方でも、もうみんなにっちもさっちもいかないところまで来ているわけでございます。この辺は一つ制度的な問題も大変大きい問題があると思いますので、その辺も含めて、首長会そういったところで国の方に要望を上げて、何とか制度をうまく改定させるような形で議論を進めていただきたいというふうに考えておりますので、またご支援をいただきたいと思います。

- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。
- ○5番(高柳孝博君) いま一般会計からの補てんという話がありましたけれど、一般会計からの補てんということになると、住民あまねく国保に関係のない方も補てんするということになるわけですので、率はそう大きくないかもしれませんけれど、そのあたりに少しほかの方に負担がかかるのかなと、それはそういう考え方でよろしいでしょうか。

それが1点とあといま基金の枯渇の関係ですけれど、財政基盤強化策の恒久化ということで、 共同安定化事業というのが延長されましたね。今度ね。

その中で、率とかをそのまま引き継ぐようですけれど、最終的には町の出している医療費の 比率とか何かでまた返済するということになるんでしょうか。

そこが1点ですけれど、もう一つ、やはり国保が非常に厳しいことはわかっているんですが、要因そのものが所得割の税が下がっている、ダウンしていると・・、それから、医療費がアップしているということ、それから、もう一つは徴収率の方も当然所得割の方が下がっているということは、払えなくなる人がたくさん増えてきていると考えるわけですけれど、そのあたりの実態が、どのくらいその所得で増えていくかというのは、確か 90 パーセント以上のものが 80 パーセント台に陥っている。国を見ても 80 パーセント台に落ちていると思うんですよね。そのあたりの考え方というのが、徴収率ももう既に所得がダウンしているためにこれ以上、難しくなっているのかということです。

それから、先ほどの一般会計の方から回すということになりますと、この安定化のシステムというのを使ってやりますと、ある程度もうずっと一定的に返すというのか、先ほど・・、返すということになりますと、一定的に返すということになるわけですね。そのあたりで出て来る、あるいは試算をされてみた時にどれくらい一般会計から持っていかないとだめかというのは、もちろん所得割のアップができなければ、どんどん下がっていく、あるいは医療費が増えていけばその率も変わってくるんでしょうが、そのあたりがどれくらい見込まれるかというのは、試算とか何かはあるんでしょうか。

○健康福祉課長(高木和彦君) まず、1点目の一般会計の繰入れの関係でよろしかったですね。 これは試算といいますか、この金額につきましては、医療費の伸び具合ですとか、介護分の伸び 率ですとか、そこらに影響してくる数字です。

その中で、医療費については、人口が減っている状態からすると、特に大きい病気の方が増えなければ、そんなに増えないのではないかなという形で考えています。

ただ、先ほど出ました後期高齢者支援分ですとか、介護納付分については、国全体の人数の動きなんかに影響しますので、そちらの方はちょっと推測できないような状況です。

順番は変わるかもしれませんけれども、徴収の関係です。やはり先ほど話をしたように、13年度なんかと今と比べますと、町全体の得ている所得が違いますので、それだけ貧しくなっているんじゃないか、貧しいと言うと言葉は悪いかもしれませんけれども、1世帯あたりの所得というのは減っていることは確かでございます。

そういう点でみますと、平成13年度には、現年度分については、96パーセントくらいの徴収率があったわけなんですけれども、いまは92パーセントいかない状況でございます。細かい数

字とはちょっと変わるかもしれませんけれども、おそらく 24 年度の決算は 91.5 くらいで落ち着くと思っております。これにつきましても、税につきましては、不平等というのが一番困ることですので、徴収強化はいたしますけれども、ただし、生活が苦しい方というのもおりますので、そこらの減免関係ですとか、そういうことについては、いろいろ配慮をしていきたいと思っています。

共同安定化の関係です。あの制度は、例えば、松崎町で今年がんの方が20人ポンと増えたとすると、医療費がボンと膨らんでしまいますので、そういう時のために一定の額を県の方に拠出をしておいて、大きい給付費になった時でも、それを過去3年の金額に合わせて調整していくということですので、その金額のために金額が変わってくるということはありません。ただし、大きい病気の方が3年間たくさん増えたということになれば、この拠出金は大きく払わなければならないものですから、その辺の調整ということでございます。

- ○5番(高柳孝博君) 基本的に全額返すということになるんでしょうか。
- ○健康福祉課長(高木和彦君) 返すというよりも、精算をするというようなことでご理解いた だければと思います。

基本的には、その町の方が使った医療費は、国民健康保険に加入している方は、この国民健康保険の中で賄うので、返すとかということではなくて、ほかで助けてくれるわけじゃなくて、国民健康保険の会計の中で療養費に充てる形になります。

- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。
- ○7番(関 唯彦君) 議長、関連で、一部負担金について聞いてよろしいでしょうか。
- ○議長(稲葉昭宏君) よろしいです。どうぞ。
- ○7番(関 唯彦君) それでは、一部負担金についてちょっとお伺いします。

ほとんどのところが・・、ちょっと松崎のホームページを見たんですけれども、ちょっとよく わからないところが。出てこないところがありまして、一部負担金は県基準でよろしいんでしょうか。県の基準が出してある。それでよろしいのか、それはなぜ聞くかというと、やはり私と しては、本当は県基準より多くして欲しいというところがあるんですね。

やはりこの松崎町は国民健康保険に入っているのが住民の大体3分の1くらいですよね。3分の2の人が協会健保やほかの保険に入っていて、その人たちは別に保険に入っているのに、その3分の1の人たちに対して税金を投入するわけですから、それを私は所得の低い人に対してそれを補てんするということが必要だと思うので、この3100万円というのはいいと思っているんですけれど、その辺で、低所得者に対しての町の考え、どのように助けていくのかという、その辺をちょっと聞きたいんですけれど。

○健康福祉課長(高木和彦君) 国民健康保険につきましては、一部負担金減免及び徴収猶予の 取扱い要項というのを23年にやっておりまして、基本的には、この辺の市町のやつをみながら 同じような率でやっております。

松崎町の場合は、金額が少ない人が少ないということでしたけれども、そういう方につきましては、既に、7割、5割、2割の減額の措置とかがありますし、財政的に弱いところにつきましては、国なり県なりにある程度の繰入れみたいな形があるものですから、そこまで甘えてし

まうよりも出来る限りは、国の方の補助はいただくんですけれども、そこの分については、一般 的な金額と言いますか、率くらいでどうかなというふうに担当としては思っています。

(関議員「県の基準ですか」と呼ぶ)

- ○健康福祉課長(高木和彦君) 国の基準です。
- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。
- ○1番(藤井 要君) 課長の話を聞いていて、いろいろわかりやすくて、いままでの話を聞いている中でも、高齢者が増えてくると、なかなか所得が上がらないということ、そういう中で、よそなんかですと医療にかかるお金がないから、アパートの中で娘とお母さんが亡くなっていた、知らなかったと、そのようなことがないように、また総合的な面で見回り隊とか、いろいろありますけれども、チームワークで気をつけてもらいたいということをしっかりやってもらいたいと思います。

それから、これは生活保護の関係もありますけれども、やっぱりそういうのをある程度もう 一度見直してもらいたいなと思います。

それから、6300 万円ほどの滞納金、これはなかなか回収するのは難しいと思いますけれども、 やっぱりもらうべきものはもらうようにする。でも、どうしてもというので、アパートの中で亡 くなっていたなんていうことのないようにやってもらいたい、しっかりやってもらいたいなと 思っております。

- ○議長(稲葉昭宏君) 答弁は。
- ○1番(藤井 要君) 答弁はいらないです。
- ○議長(稲葉昭宏君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑がないようですので、これで質疑を終結したいと思いますが、ご異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番(鈴木源一郎君) 本案に反対いたします。

本案は、国保料を15パーセント内外値上げするという内容のものですが、確かにわが町の国保の会計は基金が底をつくし、年次の収支も非常に医療費が増大して困難が増えているという状況になっている中、どうしていくかということになるわけですけれども、一般会計から3100万円入れて、税の特別に上がっていくのを抑えたという点は充分評価をしたいと、まだやったことがないわけですから、評価をするわけですけれども、しかしこういうふうにしていって、先はどうなるかと・・、一瀬議員も年次計画を出したらどうだと言う話をしましたけれども、また足らなくなって、また値上げするということにならざるを得ないということで、国でも大きな問題になっているわけですが、やっぱりとめどもない国民負担の増大に繋がっていくというこ

とになるわけですから、当然私は認めるわけにはいかないということもありますし、やっぱり 予防医療やなんかも充実させて、抑えていくということは大いに努力をしていただきたいとい うふうに思いますけれども、それにしても、家計に食い込むこと甚だしいということで、認める わけにはいかないということで反対であります。

- ○議長(稲葉昭宏君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
- ○2番(福本栄一郎君) 私は、議案第41号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 について替成いたします。

国民健康保険は加入者による共通の負担、共通の受益が大原則となっているわけでございます。一般会計からの繰入金は3100万円でありますが、国保加入者の状況をみますと、松崎町全世帯3042世帯の内、1540世帯であります。率でいきますと、50.62パーセントであります。財政事情の厳しい一般会計からの安易な繰入れを求めるのではなく、加入者の負担が原則であります。

よって、加入者からの負担を求めることが必然と私は考えますが、昨今の国内外の社会・経済情勢により、諸物価等の値上げがじわじわと押し寄せる中、雇用不安、生活不安等々国民健康保険被保険者の皆さまには大変厳しい現状でありますが、税率改正は避けて通れないジレンマが私はあると思います。

そうした中でも、健康不安は何よりもまず第一に考えなくてはならないかと思います。病気になれば7割免除、3割負担の国民健康保険被保険者証、いわゆる保険証を持って病院に行きます。そのためには、先ほど申しました加入者負担の原則により、加入者が負担しなければいけないかと思います。

国民健康保険事業会計は保険給付費の増加、後期高齢者支援金・介護納付金が増額し、一方では、被保険者の減少、高齢化、所得の減少など大変厳しい状況であります。

実質単年度収支は毎年赤字が続いており、基金からの繰入れ等によって補っている状況であります。直近の値上げ動向を見ますと、平成17年度には25パーセントの値上げ、平成23年度は平均10パーセントの値上げで対処してきましたが、とりわけ、不測の事態による支払準備基金も1300万円程度と心細い状態となっているわけでございます。

試案によりますと、本年度 6200 万円程度の不足となっております。もはやこれは健全な国民 健康保険特別会計とは言えない状態となっているわけでございます。

さらには、国民健康保険法第1条、目的では国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民健康保険の向上に寄与することを目的とすることと書いてあります。

従いまして、今回町当局から提案されました国保加入者平均で約15パーセントの値上げは本来でしたらば、平均で約30パーセントの値上げになるところでございましたが、町長の決断、ご英断によりまして、一般会計から3100万円を繰出すことにより急激な負担増は避けられることとなったわけでございます。

ですから、今回の加入者平均で約15パーセントの値上げはやむを得ないと私は考えるところであります。

本来は値上げをしたくないけれども、医療費が年々増大してくるものですから、これに対応

せざるを得ないと思います。大変苦しい中の選択ではなかったかと思います。今回の値上げに対しましても先ほど議論がありましたけれども、加入者への周知徹底、この辺を充分やってもらいたいなと私は思います。

特に松崎町役場では保健師さんが4名ほどおられます。この辺の方のご活躍も期待したいと 私は思います。やはり病気にかからないように指南していただきたいと思います。いわゆる健 康増進に力点を置いた施策を町長一丸となって取り組んでいただきたいと願います。

いかにして、どう考えてもやはり病気は早期発見、早期治療が肝要と思います。これは国保会 計からの出費を抑制するところに繋がってくることでございます。

- ○議長(稲葉昭宏君) 福本議員、簡潔にしてください。
- ○2番(福本栄一郎君) また、市町村ごとの抱える構造的な問題であります。保険税の収納率の低下がございます。今年の予算では収納率92パーセントは非常に残念だと思いますが、この辺も努力していただきたいなと思います。滞納等の発生を防ぐために窓口税務課の職員と一緒になって、夜間徴収あるいは休日徴収を行って、滞納額が少額のうちに徴収する努力と同時に税に対する啓もう活動を行っていただきたいと思います。

こういうことをもちまして、私は本案に賛成いたします。

○議長(稲葉昭宏君) 申し上げます。福本議員、質疑の時にある程度質疑を行ってください。討論はなるたけ簡潔にやっていただきたいと思います。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第41号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を挙 手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

- ○議長(稲葉昭宏君) 挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
- ○議長(稲葉昭宏君) 暫時休憩します。

(午前10時59分)